



2015年度

# みやぎ生協 「くらしと家計の相談室」 事業活動の報告



ご相談はどなたでもご利用いただけます。  
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡2-3-15 花本ビル8F

みやぎ生協（生活相談・家計再生支援貸付事業）

## くらしと家計の相談室 ～ご相談からご融資までをサポート！～

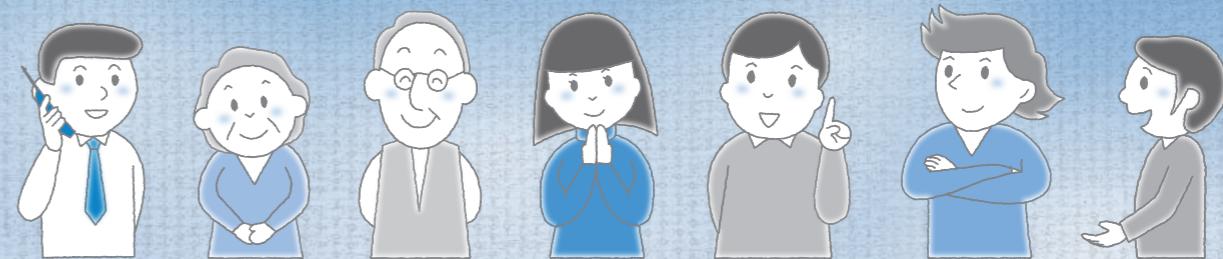
022-292-5015 受付時間／  
月～土 10:00～17:00  
(日・祝日を除く)

みやぎ生協 くらしと家計の相談室 検索

くらしのこと全般のご相談は

くらしの相談ダイヤル

022-292-5016 受付時間／  
月～土 10:00～16:00  
(日・祝日を除く)



— みやぎ生協のめざすもの —

わたしたちは、協同の力で、

人間らしいくらしを創造し、平和で持続可能な社会を実現します。



# だれもが安心してくらせる地域づくりを、 みやぎ生協が応援します。

みやぎ生協では、組合員加入の有無を問わず、県民すべてを対象に、  
くらしや家計に困難を抱える相談者の家計の状況を確認し、認識してもらい、  
現在の家計の改善策を相談者と一緒に考えています。  
そして、改善すべき家計状況については、今後も安心して生活を継続することに見合う家計となる  
“あるべき姿”につなげていくことをめざしています。

この事業の中で行っている貸付支援は、  
単に資金需要者の収入要件などから判断して融資を行うような、  
貸付を目的とした事業ではありません。

一時しのぎの家計改善ではなく、相談者が自ら家計の改善を望み、  
持続可能な家計につなげるすべと一緒に考え、改善、解決の手段として  
貸付が必要であると判断できる場合には、組合員に対して生協からの貸付支援を実行していきます。

2015年4月から、生活困窮者自立支援法が本格施行され、  
各自治体には「自立相談支援センター」が開設されています。  
この支援法の取り組みのひとつとして「家計相談支援事業」がありますが、

任意事業の位置づけとなっているため  
宮城県内で取り組みを始めた自治体はまだ数ヵ所しかありません。  
しかし、これまでの相談対応から、自立した生活を継続するためには、  
その基礎となる安定した収入を得るための就労の継続だけでなく、  
家計支出の見直しによる収入に見合った支出の通しが重要であることが明確になっていました。  
これからも積極的に行政窓口や関連機関、団体との連携を図りながら、  
だれもが安心してくらせる地域をめざし、生協としての役割を發揮していきたいと考えています。

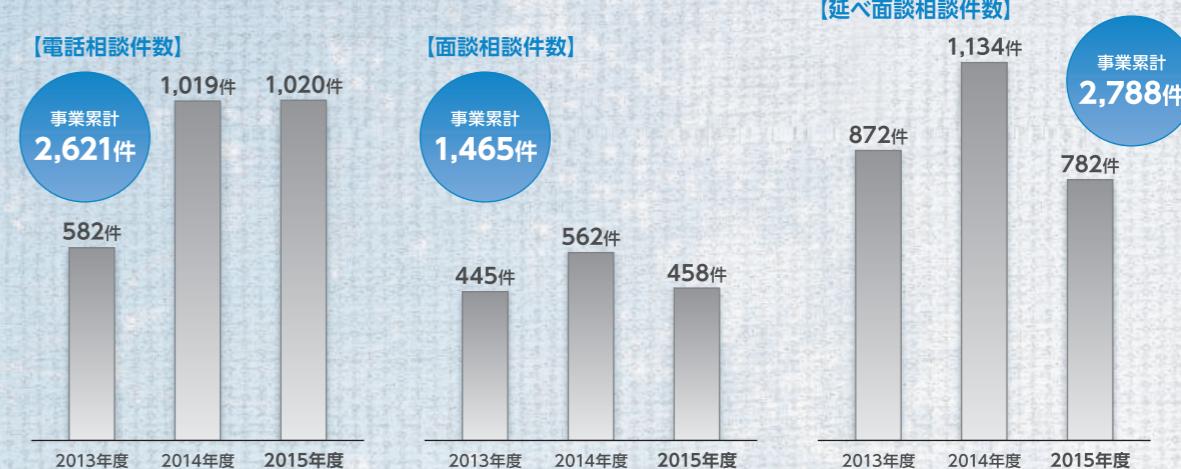
## メンバーのくらしと家計改善をめざし、 資金面のご相談もお受けします。

相談は、生協メンバーに限らず、必要とする県民の方すべてを対象に、無料でお受けしています。当相談室に相談に来られる方は、相談室のある仙台市内在住が6割を占めますが、4割の方は県内各地から来室されています。相談者の9割超の方は、「家計に資金が必要だ」として、融資を希望されてのご相談です。

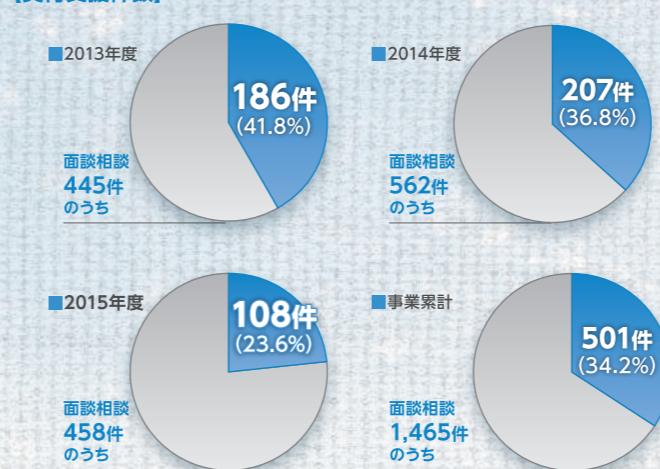
いらしたきっかけは、生協からの広報やご案内によるものが多い中、開設から2年半が経ち、社会福祉協議会様や行政保護課様、行政税務課様、各種NPO団体様などからの紹介による来室が増えている傾向にあります。これは現在の福祉行政の制度には見合わない方が明らかに存在し、家計や資金繰りに苦慮しても解決策が見つからない方が多いことの表れであると考えます。



■相談者数の推移 (2013年9月～2016年3月)



【貸付支援件数】



	【貸付金額】 (千円)	【貸付単価】 (千円)	【貸付残高】 (千円)
2013年度	183,670	987	167,969
2014年度	175,673	849	263,477
2015年度	88,090	816	268,075
事業累計	447,433	893	268,075



## 相談内容から見える、「家計やお金に関するお困りごと」の特徴的な事例

### Cace1 推薦入学試験合格!! 入学手続き諸費用が準備できない!!

相談趣旨／大学の推薦入学試験にせっかく合格したのに、入学手続きに必要な費用の準備ができない。  
期限が迫っていてどうやって準備したらいいのかわからない!



相談室の対応／4年間の学費の工面をどうするか、どの時期にいくら必要になるのか、家計キャッシュフロー表でシミュレーションし、ご夫婦に提示。奨学金や教育ローンの活用など、生協への返済時期もふまえた資金計画を確認し、入学前の学納金を貸付支援。



公的な教育支援貸付は入学後に申請して支給されますが、奨学金はあくまでも子どもの借金です。また、修学旅行、部活動などの費用でも家計の中でのやりくりに苦慮するケースも見受けられます。  
親として子どもの将来をどのように支えていくのか、どれくらいの資金がいつ必要なのか、長期的なシミュレーションをしながら家計を管理していくことが大切です。

### Cace2 カードのリボ払いでの間にか100万円の債務!!

相談趣旨／カードのリボ払いを使っていたら、限度額一杯で一括払いしかできなくなってしまった。  
返済が追い付かず家計が回らない!



相談室の対応／3枚のカードでリボ払いを利用し、毎月の返済を低くしきぎでいるため残高が一気に膨らんだ。もうカード利用はしたくないという相談者の意思を尊重し、クレジットカウンセリング協会での債務整理相談につないだ。



使い勝手のいいクレジットカード。“リボ払い”的な相談が増えています。毎月5万円使うのに支払は1万円。残り4万円は??単純計算でも1年で50万円の借金を抱えます。ショッピング限度枠などのカードも大きく、いつの間にか債務が100万円になっていることもあります。毎月のカード利用は、収入に見合った使い方で“翌月一括払い”を基本とし、ご自身のカード利用限度枠や毎月の返済額を意識して、無駄な金利をかけずに賢く使いましょう。

### Cace3 車検費用と自動車税の支払いが重なり準備できない。

相談趣旨／車検1か月前となったが、自動車税が昨年、今年分とまだ払えていないため、車検に出せず、仕事にも支障をきたす。普通自動車で20万円くらい必要!



相談室の対応／1年間の家計収支の中で自動車税が払えなかつた原因を確認。  
今後の家計の見直しと資金需要時に備えた貯蓄を進めることを条件に貸付支援を行った。



自動車税の請求時期、車検の時期は決まっています。  
車検が切れそうになり切羽詰ることのないよう、計画的な資金管理が必要です。



### Cace4 転職により初任給までの生活費が不足する!!

相談趣旨／再就職先が決まり働き始めるが、月末締め翌月末払いでの初任給支給日まで2か月間くらいの当面の生活費が足りない!



相談室の対応／家計収支表の現在の生活状況から不足額を算出、再就職先の雇用証明書などの書類から今後の収入を見通し、分割での返済が可能と判断し、貸付支援。3か月後の収入安定時期に再相談を実施することとした。



会社都合や自己都合で転職や再就職が必要な場合、思うように就労先が決まらず、収入が途切れてしまうケースが多々あります。貯蓄がある間はしのげますが、収入が厳しい時期に生活スタイルを変えずに安易に借入に頼ると大きな債務になります。  
まずは失業手当、傷病手当などの公的な支援給付が使えないものか確認しましょう。

### Cace5 過去の国保税・住民税などの滞納があり、滞納額を一括で払うめどを立てなければならない!

相談趣旨／自営業だが、過去に収入が安定せず厳しかった時期があり国保税の支払いが滞っていた。  
行政と相談し分納を続けているがなかなか追いつかないため、残金80万円を一括で払わないと不動産差押えになると言われた。今は仕事も順調だが一括資金は準備できない。



相談室の対応／家計収支上に問題もなく、他の借り入れもないこと、これまでの税金滞納分の分納額で生協への返済も可能であることから、滞納残金の貸付支援を行った。

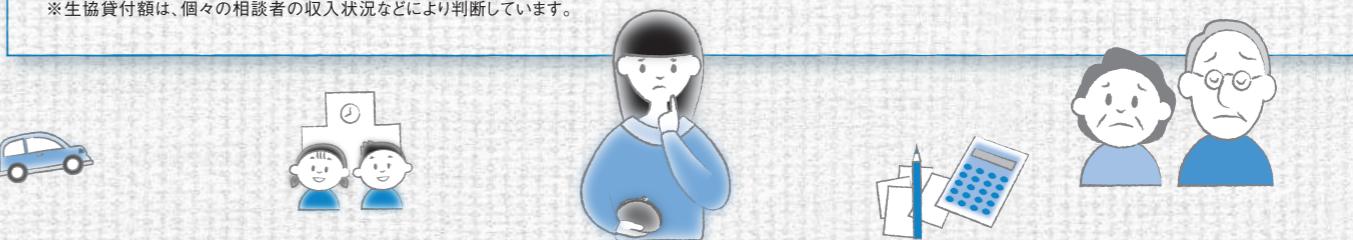


社会保険料や住民税は、当然払う義務のあるものです。会社勤務で給与天引きではない場合や、自営業を営んでいる場合に税金滞納が起こってしまう傾向にあります。後回しにしていると最悪の場合、給与差し押さえ、口座差し押さえ、不動産差し押さえに至り、生活が立ち行かなくなります。滞納額が高額にならぬうちに行政との十分な相談をすることが大切です。

### Cace6 みなし仮設からの転居にあたり転居資金が準備できない!

震災から5年が経過し、仮設住宅居住期限が示されているため、復興住宅や一般的の賃貸住宅に期限までに転居すべき地区が発生しています。転居費用については加算支援金による行政からの援助もありますが、支援金は転居後でなければ請求できません。敷金などで20~30万円は必要なため、一時的にでも転居費用を工面しなければなりません。  
生協の相談室でも、転居時のつなぎ資金の調達先として、貸付支援を行っています。

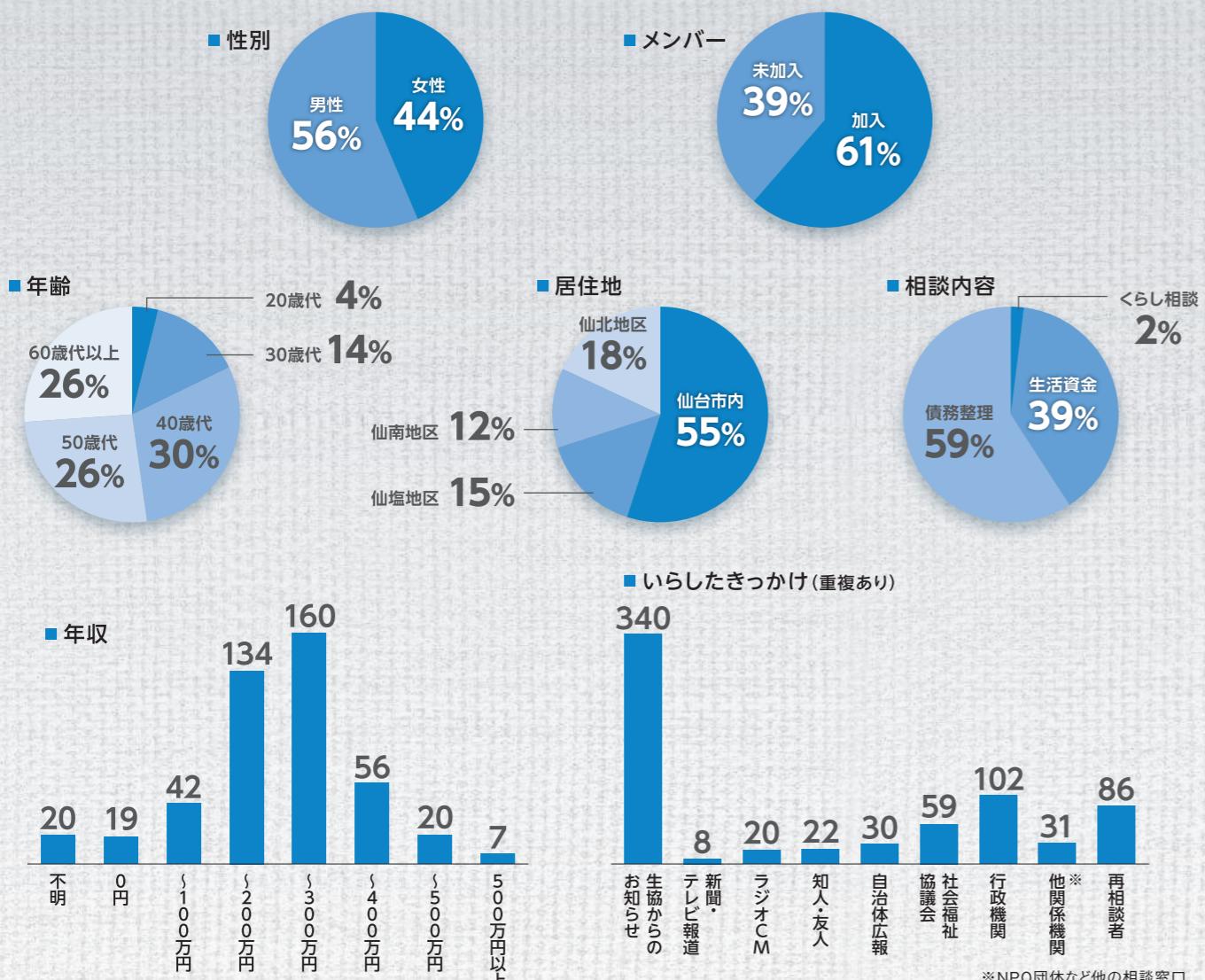
※生協貸付額は、個々の相談者の収入状況などにより判断しています。



## 資料：相談面談者の属性

相談者の主訴からは、低収入や不安定な収入から、ふだんの支出のやりくりに手いっぱいでの貯蓄ができない、まとまった出費には対応できない暮らしがうかがえます。結果として、キャッシングでの借入れやクレジットでの購入・支払いに頼ることにもつながり、その返済が家計の大きな負担になってしまうことがパターン化している傾向があります。

相談室では、これらの相談に対し、家計の収入状況、支出状況を相談者と整理した上で、改善、再生のための手段を一緒に考えます。そのうえで、公的制度や法的解決などの他制度優先の手段を探しながら、解決手段の一つとして生協からの融資が妥当と判断できる場合には、貸付での支援をしています。相談窓口に貸付制度を備えることで、相談者の困りごと解決策の選択肢が広がっています。



## みやぎ生協家計再生支援貸付 融資条件

●融資契約実施時は、メンバー加入が必須です。 ●連帯保証人は原則不要。家計管理人(※)を付していただきます。

■金利／年9.0%

■返済方式／元利均等返済他(ボーナス併用あり)

■融資限度額／300万円

■返済期間／5年以内(分割60回)

※家計管理人：債務返済義務は負わないが、契約者の貸付後の家計と一緒に支え、完済まで伴走していただく方。※事業資金を使途としたご融資はできません。

## 地域のくらしをサポートするために、このほかの事業も推進しています。

みやぎ生協は、「協同の力で、人間らしいくらしを創造し、平和で持続可能な社会を実現する」ことをめざして、

事業とメンバー(組合員)が一緒に活動を進めています。

地域には、ご高齢の方、障がいをお持ちの方、子育て中の方、一人暮らしの方などさまざまな人が暮らしています。

地域に住むみんなが、できることで助け合い、支え合うことで安心してくらせる地域を創るために、

みやぎ生協はくらしをサポートするさまざまな事業・活動を行っています。

その一部を紹介します。

### 1.コープフードバンク

お問い合わせは 022-779-1556



品質には何ら問題がないものの、さまざまな理由で販売が難しくなってしまった食品等を無償で寄贈いただき、支援を必要としている福祉分野の団体・施設に提供し、食べられる食品を有効に活用する活動です。2012年4月に事業をスタート。食品等を寄贈いただける協定企業は70社。食品等の提供を希望する福祉団体・施設は、社会福祉協議会を含め215団体に増えました。また、活動エリアも宮城県、福島県、山形県、岩手県に広がっています。

### 2.低所得世帯の子どもの学習支援

お問い合わせは 022-218-3880

低所得家庭および東日本大震災で被災した世帯の子どもへの学習支援のサポートを、NPO法人アスクと協同で2013年から取り組んでいます。現在は、仙台市の低所得世帯の子どもへの学習サポート事業を受託したアスクと協同で、店舗に併設した集会室での教室開設をサポートしています。

### 3.こ～ぷふれあい便

お問い合わせは 022-347-3825

お買い物が不便という方を支援する「お買い物代行サービス」です。店舗にある商品を週2回、事前にいただいた注文にそって、スタッフが生協のお店でお買い物を代行し、午後に商品をご自宅にお届けします。配達に伺った際に、次回の注文をお聞きします。県内16店舗で実施しています。

### 4.こ～ぷくらしの助け合いの会

お問い合わせは 022-218-5331

高齢の方や障がいのある方、産前産後や子育て中の方など、手助けが必要な方と、お手伝いができる方が、それぞれ会員登録し、有償で助け合いを行なう活動です。清掃や洗濯、食事づくりなどの家事援助や話し相手、車を使用しない通院付き添い、障がいのある方の生活支援などをお手伝いしています。

### 5.くらしの相談ダイヤル

お問い合わせは 022-292-5016

くらしの中での様々なお困りごとのご相談をお受けする「くらしの相談ダイヤル」を開設しました。ご相談内容に応じて、みやぎ生協が提供しているくらしの助け合いの会、各種サービス事業などのご案内をさせていただいたり、外部関係機関などのご案内をしています。

